

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	納骨壇等の使用の制限等(2)	
根拠条例等・条項	堺市立霊堂条例第7条	
所 管 課	建設局 公園緑地部 泉ヶ丘公園事務所（霊園・霊堂）	
<p>処 分 基 準</p> <p>（処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 設 定 ・ 設定できない ・ 基準を公開できない</p> <p>1. ローソク、線香等の火器類を使用したとき。 2. 供花を所定の場所に置くか持ち帰らないとき。 3. 供物を持ち帰らないとき。 4. 市長が維持管理上必要があると認めるとき。 5. その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。</p>	
<p>聴聞・弁明の機会の付与の区分</p>	<p>4 聴聞又は弁明の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 聴 聞 ・ 弁 明</p>
	<p>（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）</p>	
	<p>個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項</p>	